

令和8年度 石川県 かほく市 予算書

一般会計

特別会計

市営バス事業特別会計

墓地特別会計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

大海財産区特別会計

企業会計

水道事業会計

下水道事業会計

目 次

議案第4号	令和8年度	かほく市一般会計予算	1
議案第5号	令和8年度	かほく市営バス事業特別会計予算	15
議案第6号	令和8年度	かほく市墓地特別会計予算	21
議案第7号	令和8年度	かほく市国民健康保険特別会計予算	27
議案第8号	令和8年度	かほく市後期高齢者医療特別会計予算	33
議案第9号	令和8年度	かほく市介護保険特別会計予算	39
議案第10号	令和8年度	かほく市大海財産区特別会計予算	45
議案第11号	令和8年度	かほく市水道事業会計予算	51
議案第12号	令和8年度	かほく市下水道事業会計予算	57

令和 8 年度 かほく市一般会計予算

議案第4号

令和8年度 かほく市一般会計予算

令和8年度のかほく市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,853,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月25日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 市税		4,808,361
	1. 市民税	2,281,172
	2. 固定資産税	1,808,327
	3. 軽自動車税	120,910
	4. 市たばこ税	239,638
	5. 都市計画税	358,314
2. 地方譲与税		122,059
	1. 地方揮発油譲与税	24,000
	2. 自動車重量譲与税	89,700
	3. 森林環境譲与税	8,359
3. 利子割交付金		17,800
	1. 利子割交付金	17,800
4. 配当割交付金		42,300
	1. 配当割交付金	42,300
5. 株式等譲渡所得割交付金		52,600
	1. 株式等譲渡所得割交付金	52,600
6. 法人事業税交付金		105,600
	1. 法人事業税交付金	105,600
7. 地方消費税交付金		1,050,000
	1. 地方消費税交付金	1,050,000
8. ゴルフ場利用税交付金		14,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	14,000
9. 環境性能割交付金		1
	1. 環境性能割交付金	1
10. 地方特例交付金		85,580

(単位：千円)

款	項	金額
	1. 地方特例交付金	84,720
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	860
11. 地方交付税		6,620,000
	1. 地方交付税	6,620,000
12. 交通安全対策特別交付金		1,800
	1. 交通安全対策特別交付金	1,800
13. 分担金及び負担金		75,046
	1. 負担金	75,046
14. 使用料及び手数料		188,693
	1. 使用料	174,600
	2. 手数料	14,093
15. 国庫支出金		2,802,915
	1. 国庫負担金	2,169,987
	2. 国庫補助金	609,872
	3. 委託金	23,056
16. 県支出金		1,793,541
	1. 県負担金	785,646
	2. 県補助金	904,702
	3. 委託金	103,193
17. 財産収入		80,024
	1. 財産運用収入	50,024
	2. 財産売払収入	30,000
18. 寄附金		508,022
	1. 寄附金	508,022

(単位：千円)

款	項	金額
19. 繰入金		843,716
	1. 他会計繰入金	2
	2. 基金繰入金	843,714
20. 繰越金		10,000
	1. 繰越金	10,000
21. 諸収入		401,542
	1. 延滞金、加算金及び過料	4,000
	2. 市預金利子	1
	3. 貸付金元利収入	118,192
	4. 受託事業収入	535
	5. 雑入	278,814
22. 市債		1,229,400
	1. 市債	1,229,400
歳 入 合 計		20,853,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議会費		163,957
	1. 議会費	163,957
2. 総務費		2,660,640
	1. 総務管理費	2,292,989
	2. 徴税費	211,344
	3. 戸籍住民基本台帳費	119,363
	4. 選挙費	9,514
	5. 統計調査費	8,078
	6. 監査委員費	19,352
3. 民生費		7,438,107
	1. 社会福祉費	3,268,042
	2. 児童福祉費	3,856,761
	3. 生活保護費	313,304
4. 衛生費		1,278,142
	1. 保健衛生費	809,737
	2. 清掃費	464,929
	3. 上水道費	3,476
5. 労働費		28,654
	1. 労働諸費	28,654
6. 農林水産業費		439,650
	1. 農業費	319,458
	2. 林業費	118,664
	3. 水産業費	1,528
7. 商工費		405,052
	1. 商工費	405,052

(単位：千円)

款	項	金額
8. 土木費		1,050,792
	1. 土木管理費	90,467
	2. 道路橋りょう費	409,343
	3. 河川費	1,584
	4. 都市計画費	496,986
	5. 住宅費	52,412
9. 消防費		1,259,519
	1. 消防費	1,259,519
10. 教育費		3,382,901
	1. 教育総務費	144,738
	2. 小学校費	810,647
	3. 中学校費	489,480
	4. 社会教育費	568,790
	5. 保健体育費	887,522
	6. 学校給食費	481,724
11. 災害復旧費		245,347
	1. 農林水産施設災害復旧費	300
	2. 公共土木施設災害復旧費	245,047
	△福祉施設災害復旧費	0
	△一般公共用施設災害復旧費	0
12. 公債費		2,470,238
	1. 公債費	2,470,238
13. 諸支出金		1
	1. 普通財産取得費	1
14. 予備費		30,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1. 予備費	30,000
歳	出	計
		20,853,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
防災行政無線更新工事	令和 9 年度から 令和 1 0 年度まで	412, 000 千円
救助工作車更新	令和 9 年度	142, 143 千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業	5,100	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
公園遊具整備事業	3,100			
防犯施設整備事業	7,200			
コミュニティ施設整備事業	4,200			
七塚健康福祉センター整備事業	63,900			
福祉巡回バス整備事業	20,200			
宇ノ気老人福祉センター整備事業	1,700			
老人福祉施設バス整備事業	2,000			
高松老人福祉センター整備事業	7,700			
認定こども園等整備事業	4,100			
外日角学童保育クラブ整備事業	11,900			
学童保育クラブ整備事業	9,000			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童館整備事業	3,000	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
宇ノ気保健福祉センター整備事業	1,700			
駐車場改修事業	1,300			
ため池整備事業	2,900			
担い手育成基盤整備事業	37,800			
土地改良総合整備事業	4,300			
農業用施設整備事業	3,300			
林業用施設整備事業	84,100			
産業文化センター整備事業	2,500			
道の駅整備事業	3,600			
市道ネットワーク整備事業	129,800			
雪寒対策事業	12,300			
県道負担金事業	4,900			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市公園整備事業	10,900	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
公営住宅整備事業	7,800			
消防庁舎整備事業	2,000			
消防防災施設整備事業	4,700			
防災無線整備事業	248,000			
スクールバス整備事業	1,800			
高松小学校整備事業	38,300			
大海小学校整備事業	3,500			
宇ノ気小学校整備事業	58,000			
金津小学校整備事業	1,300			
七塚小学校整備事業	5,000			
外日角小学校整備事業	2,800			
小学校ICT環境整備事業	40,900			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高松中学校整備事業	43,100	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
河北台中学校整備事業	2,100			
宇ノ気中学校整備事業	4,300			
中学校ICT環境整備事業	18,500			
公民館施設整備事業	16,300			
七塚生涯学習センター整備事業	73,600			
海と渚の博物館整備事業	1,300			
西田記念哲学館整備事業	19,100			
体育施設整備事業	102,800			
学校給食施設整備事業	45,400			
道路橋りょう災害復旧事業	26,200			
都市計画施設災害復旧事業	20,100			
計	1,229,400			

令和8年度 かほく市営バス事業特別会計予算

議案第 5 号

令和 8 年度 かほく市営バス事業特別会計予算

令和 8 年度のかほく市営バス事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 8, 6 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6, 0 0 0 千円と定める。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 利用料収入		1,358
	1. 利用料収入	1,358
2. 県支出金		7,802
	1. 県補助金	7,802
3. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
4. 繰入金		9,436
	1. 他会計繰入金	9,436
5. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
6. 諸収入		2
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	1
7. 市債		10,000
	1. 市債	10,000
歳 入 合 計		28,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		28,549
	1. 総務管理費	1
	2. バス営業費	28,548
2. 公債費		1
	1. 公債費	1
3. 予備費		50
	1. 予備費	50
歳 出 合 計		28,600

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営バス整備事業	10,000	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

令和8年度 かほく市墓地特別会計予算

議案第6号

令和8年度 かほく市墓地特別会計予算

令和8年度のかほく市墓地特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

令和8年2月25日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 使用料及び手数料		9,468
	1. 使用料	9,468
2. 財産収入		40
	1. 財産運用収入	40
3. 繰入金		5,689
	1. 他会計繰入金	1
	2. 基金繰入金	5,688
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		2
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	1
歳 入 合 計		15,200

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 事業費		9,990
	1. 墓地費	9,950
	2. 基金費	40
2. 公債費		5,210
	1. 公債費	5,210
歳 出 合 計		15,200

令和8年度 かほく市国民健康保険特別会計予算

議案第7号

令和8年度 かほく市国民健康保険特別会計予算

令和8年度のかほく市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,170,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月25日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 国民健康保険税		649,093
	1. 国民健康保険税	649,093
2. 使用料及び手数料		1
	1. 手数料	1
3. 国庫支出金		5,017
	1. 国庫補助金	5,017
4. 県支出金		2,276,449
	1. 県補助金	2,276,448
	2. 財政安定化基金交付金	1
5. 財産収入		90
	1. 財産運用収入	90
6. 繰入金		233,840
	1. 他会計繰入金	213,840
	2. 基金繰入金	20,000
7. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
8. 諸収入		5,508
	1. 延滞金、加算金及び過料	3,004
	2. 市預金利子	1
	3. 雑入	2,503
9. 市債		1
	1. 財政安定化基金貸付金	1
歳入合計		3,170,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		40,081
	1. 総務管理費	37,712
	2. 徴税費	2,364
	3. 運営協議会費	5
2. 保険給付費		2,208,573
	1. 保険給付費	2,208,573
3. 国民健康保険事業費納付金		882,557
	1. 国民健康保険事業費納付金	882,557
4. 財政安定化基金拠出金		1
	1. 財政安定化基金拠出金	1
5. 共同事業拠出金		1
	1. 共同事業拠出金	1
6. 保健事業費		34,662
	1. 保健事業費	34,662
7. 基金積立金		70
	1. 基金積立金	70
8. 公債費		2
	1. 公債費	1
	2. 財政安定化基金償還金	1
9. 諸支出金		3,053
	1. 償還金及び還付加算金	3,053
10. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳 出	合 計	3,170,000

令和8年度 かほく市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 8 号

令和 8 年度 かほく市後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度のかほく市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 7 3, 8 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		500,335
	1. 後期高齢者医療保険料	500,335
2. 使用料及び手数料		1
	1. 手数料	1
3. 国庫支出金		1
	1. 国庫補助金	1
4. 繰入金		172,810
	1. 他会計繰入金	172,810
5. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
6. 諸収入		652
	1. 延滞金及び過料	50
	2. 償還金及び還付加算金	601
	3. 雑入	1
歳入合計		673,800

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		19,101
	1. 総務管理費	525
	2. 徴収費	18,576
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		654,097
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	654,097
3. 諸支出金		602
	1. 償還金及び還付加算金	601
	2. 繰出金	1
歳 出 合 計		673,800

令和8年度 かほく市介護保険特別会計予算

議案第9号

令和8年度 かほく市介護保険特別会計予算

令和8年度のかほく市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,579,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月25日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 介護保険料		745,844
	1. 介護保険料	745,844
2. 使用料及び手数料		2
	1. 手数料	2
3. 国庫支出金		817,177
	1. 国庫負担金	608,107
	2. 国庫補助金	209,070
4. 支払基金交付金		923,257
	1. 支払基金交付金	923,257
5. 県支出金		496,698
	1. 県負担金	471,810
	2. 県補助金	24,888
6. 財産収入		560
	1. 財産運用収入	560
7. 寄附金		1
	1. 寄附金	1
8. 繰入金		595,454
	1. 一般会計繰入金	532,972
	2. 基金繰入金	62,482
9. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
10. 諸収入		6
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 市預金利子	1
	3. 雑入	3

(単位：千円)

款	項	金額
歳入	合計	3,579,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		74,612
	1. 総務管理費	34,472
	2. 介護認定審査会費	37,331
	3. 計画策定委員会費	2,809
2. 保険給付費		3,322,848
	1. 介護サービス等給付費	3,320,512
	2. その他諸費	2,336
3. 地域支援事業費		165,877
	1. 介護予防・日常生活支援総合事業費	96,633
	2. 包括的支援事業・任意事業費	59,590
	3. 社会保障充実事業費	9,654
4. 保健福祉事業費		12,156
	1. 保健福祉事業費	12,156
5. 基金積立金		560
	1. 基金積立金	560
6. 公債費		1
	1. 公債費	1
7. 諸支出金		1,946
	1. 償還金及び還付加算金	1,944
	2. 繰出金	1
	3. 延滞金	1
8. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳 出	合 計	3,579,000

令和8年度 かほく市大海財産区特別会計予算

議案第10号

令和8年度 かほく市大海財産区特別会計予算

令和8年度のかほく市大海財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ930千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500千円と定める。

令和8年2月25日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 賦課金		165
	1. 賦課金	165
2. 財産収入		81
	1. 財産運用収入	80
	2. 財産売払収入	1
3. 繰入金		681
	1. 基金繰入金	681
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		2
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	1
歳 入	合 計	930

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 管理会費		445
	1. 管理会費	445
2. 総務費		433
	1. 総務管理費	433
3. 林業費		1
	1. 林業費	1
4. 公債費		1
	1. 公債費	1
5. 予備費		50
	1. 予備費	50
歳 出 合 計		930

令和8年度 かほく市水道事業会計予算

議案第 1 1 号

令和 8 年度 かほく市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度のかほく市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	15,000 戸	
(2) 年 間 総 給 水 量	3,504,000 m ³	
(3) 一 日 平 均 給 水 量	9,600 m ³	
(4) 主要な建設改良事業	配 水 施 設 整 備 事 業	499,916 千円
	取 水 及 び 浄 水 施 設 整 備 事 業	52,214 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	水 道 事 業 収 益	781,156 千円
第 1 項	営 業 収 益	639,535 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	125,375 千円
第 3 項	特 別 利 益	16,246 千円
支 出		
第 1 款	水 道 事 業 費 用	747,327 千円
第 1 項	営 業 費 用	685,587 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	61,440 千円
第 3 項	特 別 損 失	300 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額495,111千円は当年度分消費税資本的収支調整額30,740千円、過年度分損益勘定留保資金111,184千円及び当年度分損益勘定留保資金172,187千円及び減債積立金181,000千円で補てんするものとする。）。

	収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入		4 4 5 , 0 0 0 千円
第 1 項	企 業 債		2 5 9 , 5 0 0 千円
第 2 項	工 事 負 担 金		1 2 4 , 0 0 0 千円
第 3 項	国 庫 補 助 金		6 1 , 5 0 0 千円
	支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出		9 4 0 , 1 1 1 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		5 5 8 , 7 9 7 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		1 8 1 , 3 1 4 千円
第 3 項	他 会 計 貸 付 金		2 0 0 , 0 0 0 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
包括的管理業務発注支援事業	令和9年度	1,892千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	135,500千円	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 但し、企業財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
災害復旧事業	124,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

46,061千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業に助成するため、かほく市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,476千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、7,450千円と定める。

令和8年2月25日提出

かほく市長 油野 和一郎

令和8年度 かほく市下水道事業会計予算

議案第12号

令和8年度 かほく市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度のかほく市下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 戸 数	14,000戸
(2) 年 間 有 収 水 量	3,285,000 m ³
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	9,000 m ³
(4) 主要な建設改良事業	管 路 施 設 整 備 事 業 1,040,700千円
	処 理 場 施 設 整 備 事 業 128,409千円
	浄 化 槽 施 設 整 備 事 業 3,700千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	下 水 道 事 業 収 益	1,387,299千円
第 1 項	営 業 収 益	641,100千円
第 2 項	営 業 外 収 益	746,197千円
第 3 項	特 別 利 益	2千円
支 出		
第 1 款	下 水 道 事 業 費 用	1,768,440千円
第 1 項	営 業 費 用	1,660,303千円
第 2 項	営 業 外 費 用	107,777千円
第 3 項	特 別 損 失	360千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額484,188千円は当年度分消費税資本的収支調整額20,729千円、過年度損益勘定留保資金39,410千円、当年度損益勘定留保資金354,049千円及び減債積立金70,000千円で補てんするものとする。）。

	収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入		1, 6 8 8, 9 0 6 千円
第 1 項	企 業 債		5 4 7, 3 0 0 千円
第 2 項	国 県 等 補 助 金		9 0 2, 9 0 0 千円
第 3 項	分 担 金 及 び 負 担 金		7, 5 1 4 千円
第 4 項	他 会 計 補 助 金		3 1, 1 9 2 千円
第 5 項	他 会 計 借 入 金		2 0 0, 0 0 0 千円
	支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出		2, 1 7 3, 0 9 4 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		1, 1 9 1, 1 9 8 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		9 8 1, 8 9 6 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
包括的管理業務発注支援事業	令和9年度	2, 9 3 7 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	364,700千円	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、企業財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
災害復旧事業	182,600千円			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

28,154千円

(一時借入金)

第9条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、かほく市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、291,192千円である。

令和8年2月25日提出

かほく市長 油野 和一郎